

加古川市上下水道局工事の前金払に関する事務処理要領

平成 10 年 4 月 1 日

水道局訓令第 8 号

改正 平成 11 年 11 月 1 日 水道局訓令第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）附則第 7 条及び加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成 10 年水道事業管理規程第 5 号。以下「規程」という。）第 43 条の規定に基づく工事の前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象工事)

第 2 条 前金払の対象となる工事は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす工事とする。

- (1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事であること。
- (2) 請負金額が、1 件 500 万円以上であること。

(前払金の額)

第 3 条 前払金の額は、請負金額の 10 分の 4 以内（その額に 10 万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の額は、当該工事の支出予算計上額を超えることができない。

(前 2 条の不適用)

第 4 条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、資金事情その他やむを得ない理由があると認めるときは、前 2 条の規定にかかわらず前金払をせず、又は前払金の額を減ずることができる。

(前金払の通知)

第 5 条 第 2 条に該当する工事については、前金払の有無及び率を入札通知書等に記載して通知するものとする。

(前払金の申請及び請求)

第 6 条 管理者は、前払金の支払を受けようとする者に対し、請負契約締結後 30 日以内（管理者が必要と認める場合は、管理者が別に定める日まで）に、工事前払金交付申請書（様式第 1 号）及び工事前払金請求書（様式第 2 号）に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と当該工事の工期を保証期間とした保証契約を締結させ、その保証証書（以下「保証証書」という。）を本局に寄託させるものとする。ただし、前払金の支払を受けようとする者は、保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、管理者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金の支払を受けようとする者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(保証証書の保管)

第7条 工事担当課長は、前条の規定により提出された保証証書を当該契約に係る工事が完成するまで保管しなければならない。

(前払金の支払)

第8条 前払金は、第6条に規定する工事前払金交付申請書及び工事前払金請求書を受領した日から起算して14日以内に支払うものとする。

2 前払金の支払は、前払金の支払を受けようとする者が指定する預託金融機関（保証事業会社が業務を委託した金融機関をいう。）に設けた前払金専用普通口座に、口座振替払の方法によって行うものとする。

(予算経理等)

第9条 工事担当課長は、前払金の支出を行うときは、支出決定書に次の書類を添付し、決裁を受けなければならない。

(1) 工事前払金交付申請書

(2) 工事前払金請求書

(3) 保証証書の写し

2 前項の場合における支出決定書の額は、前払金の請求の額とし、執行科目は前払金とする。

3 工事竣工後の支払いは、当該工事請負費から前払金支払済額を減じた額とし、執行科目は工事請負費とする。

4 経営管理課長は、前払金に係る会計執行を管理するとともに予算経理を適正に行わなければならない。

(設計変更等による前払金の変更)

第10条 前金払をした後において設計変更その他の理由により契約を変更し、請負金額が増額となった場合、当該増額に係る前金払は行わないものとする。

2 管理者は、前金払をした後において設計変更その他の理由により契約を変更し、請負金額が減額となった場合、支払済の前払金額が減額後の請負金額の10分の5を超えるときは、その減額があった日から30日以内に、その超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使途状況からみて、著しく不相当であると認められるときの前払金の返還額は、前払金の支払を受けた者と協議して定める。

3 管理者は、前項の規定により前払金を返還させたときは、前払金の支払を受けた者に保証事業会社と締結した保証契約を変更させ、変更後の保証証書を本局に寄託させなければならない。ただし、前払金の支払を受けた者は、保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、管理者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金の支払を受けた者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 前項の規定による変更後の保証証書の送付及び保管については、第7条の規定を準用

する。

(前払金の調査)

第 11 条 管理者は、前払金の使途について必要があるときは、その状況を調査し、又は前払金を受けた者から報告を求めるものとする。

(前払金の返還)

第 12 条 管理者は、前払金の支払いを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させなければならない。

- (1) 当該工事の請負契約を解除したとき。
- (2) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を当該工事の施工に必要な経費以外の支出に充てたとき。

(中間前金払の対象工事)

第 13 条 中間前金払の対象となる工事は、既に前払金の支払いを行っている工事のうち、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす工事とする。

- (1) 当該工事の工期が 90 日以上のものであること。
- (2) 当該工事の工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (3) 工程表により当該工事の工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(中間前払金の額)

第 14 条 中間前金払による前払金（以下「中間前払金」という。）の額は、請負金額の 10 の 2 以内（その額に 10 万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金及び中間前払金の合計額は、請負金額の 10 分の 6 を超えることができない。

(中間前金払と部分払との選択に係る届出等)

第 15 条 中間前金払及び部分払のいずれも受けることができる工事の受注者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれを受けるかを選択するものとし、その後においてこれを変更することはできないものとする。

- 2 前項の規定による選択をした受注者は、契約締結時に当該選択の内容を記載した中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第 3 号）を提出するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、年度出来高確定のための部分払を 1 回に限り行うことができる。この場合において、当該部分払は、工事請負契約で定めた部分払の回数に含めないものとする。

(中間前金払に係る認定)

第 16 条 受注者は中間前払金の支払いを受けようとするときは、工事担当課長に中間前金払認定請求書（様式第 4 号）に工事履行報告書（様式第 5 号）及び工事の進捗状況を表

示した工程表その他出来高が確認できる資料を添えて提出し、その認定を受けなければならない。

- 2 管理者は、工事履行報告書の数値等に疑義があるときは、当該数値等の根拠となる資料の提出を求めることができる。
- 3 管理者は、第1項の規定による請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは中間前金払認定調書（様式第6号）を、不相当と認めるときは中間前金払不認定調書（様式第7号）を中間前金払認定請求書を受理した日から起算して10日（加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日を含まない。）以内に、受注者に交付するものとする。

（中間前払金の申請及び請求）

第17条 前条第3項の規定により中間前金払の認定を受けた受注者は、中間前払金の支払いを受けようとするときは、中間前払金交付申請書（様式第8号）及び中間前払金請求書（様式第9号）に保証事業会社と当該工事の工期を保証期間とした保証契約を締結したことを証する保証証書（以下「中間前金払に係る保証証書」という。）及びその写しを添えて工事担当課長に提出しなければならない。

（支出決定書に添付すべき書類）

第18条 工事担当課長は、支出決定書に中間前金払であることを表示し、前条の中間前払金請求書及び中間前金払に係る保証証書の写しを添付しなければならない。

（前金払に関する規定の準用）

第19条 第4条、第7条、第8条、第10条から第12条までの規定は、中間前金払について準用する。この場合において、第4条中「前2条」とあるのは「第13条及び第14条」と、第7条中「保証証書」とあるのは「中間前金払に係る保証証書」と、第8条第1項中「工事前払金交付申請書」とあるのは「中間前払金交付申請書」と、「工事前払金請求書」とあるのは「中間前払金請求書」と、第10条第2項中「前払金額が減額後の」とあるのは「前払金及び中間前払金の合計額が」と、「10分の5」とあるのは「10分の6」と、同条第4項中「第7条」とあるのは「第19条の規定により読み替えて準用する第7条」と読み替えるものとする。

（債務負担行為又は継続費に基づく特例）

第20条 債務負担行為又は継続費により工期が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに前金払又は中間前金払を行うものとする。この場合において、第3条中「請負金額」とあるのは「当該年度の出来高予定額又は支払い限度額」と、第6条中「請負契約締結後30日以内」とあるのは「請負金額相当額が出来高予定額又は支払い限度額を超えていることを、出来高検査により工事検査員の合格判定を受けた日から30日以内」と、「当該工事の工期」とあるのは「当該工事の工期（最終年度以外の年度にあっては、各年度末）」と、第13条第2号及び第3号中「当該工事の工期」とあるのは「各会計年度における当該工事の工期」と、第14条中「請負金額」とあるのは「当該年度の出来高予定額又は支

払い限度額」と、第 17 条中「当該工事の工期」とあるのは「当該工事の工期（最終年度以外の年度にあっては、各年度末）」と読み替えてこれらの規定を準用するものとする。

（補則）

第 21 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 11 月 1 日水道局訓令第 14 号）

この要領は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日水道局訓令第 8 号）

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日加古川市上下水道局訓令第 10 号）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日加古川市上下水道局訓令第 5 号）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日加古川市上下水道局訓令第 5 号）

（施行期日）

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の加古川市上下水道局工事の前金払に関する事務処理要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告する工事から適用し、施行日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の加古川市上下水道局工事の前金払に関する事務処理要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告する工事から適用し、施行日前に公告した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。